

騒音規制・振動規制 届出のしおり

平成 25 年 11 月

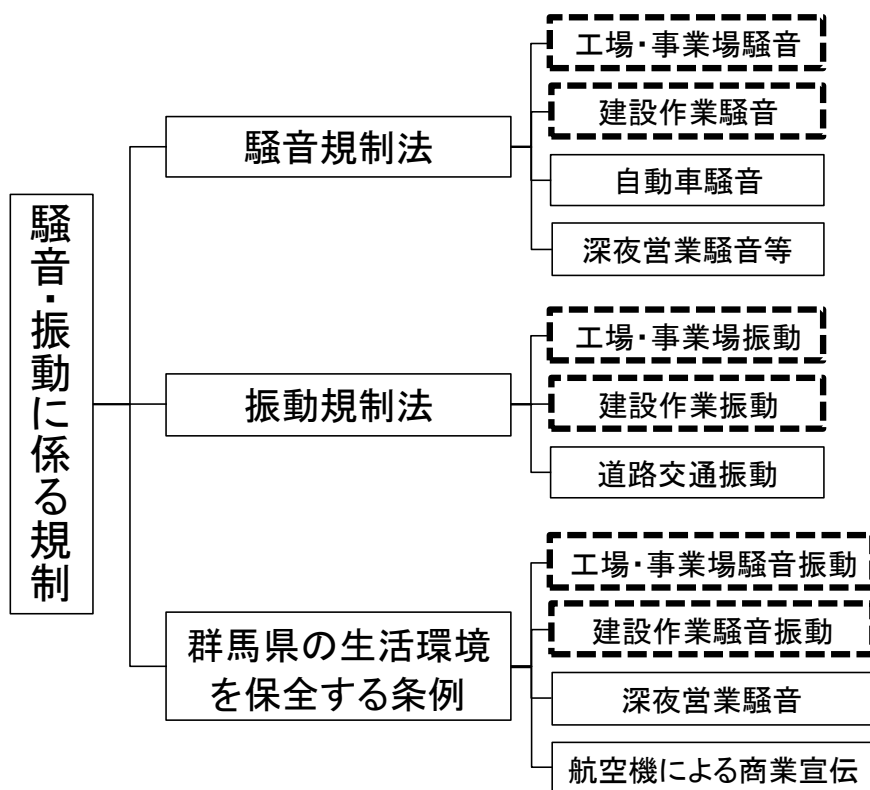
安中市役所 市民部 環境推進課

目 次

1. 騒音・振動規制の全体像.....	2
2. 規制地域について.....	3
3. 規制基準について.....	3
(1) 特定工場等の規制基準.....	3
(2) 特定建設作業の規制基準	4
※ 特定建設作業の規制の適用除外となる事由	4
4. 届出の対象について	5
(1) 届出が必要な特定施設.....	5
(2) 届出が必要な特定建設作業.....	6
5. 届出の種類について	7
6. 届出の作成について	8
(1) 騒音規制法に基づく特定施設設置届出書の記載例	8
(2) 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出書の記載例.....	9
(3) 届出作成上の留意点.....	10
7. その他.....	10
(1) 改善勧告及び改善命令について	10
(2) 報告及び検査について.....	10
(3) 罰則について.....	10
8. Q & A.....	11
9. 参考	12
(1) 騒音・振動の測定方法.....	12
(2) 騒音・振動対策の留意点	13
(3) 騒音・振動の大きさ例.....	13

1.騒音・振動規制の全体像

騒音規制法、振動規制法、群馬県の生活環境を保全する条例（以下、群馬県条例）により、下図のように様々な騒音・振動の規制がなされています。



このしおりでは、**工場・事業場騒音振動**、及び**建設作業騒音振動**に関する届出義務や規制基準について説明していきます。届出は法律で定める規制地域内において、著しい騒音又は振動を発生する機械であって、政令で定めるものを使用する場合等に必要となります。

◎用語の説明

特定施設……………工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する施設であって政令で定めるもの。

特定工場等……………特定施設を設置する工場又は事業場のこと。

特定建設作業……建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって政令で定めるもの。

2.規制地域について

安中市においては、市内全域が騒音・振動の規制地域に指定されています。この規制地域は以下のよう
に分けられています。それぞれの区域ごとに騒音・振動の規制基準を設定しています。

都市計画法に基づく用途地域等		騒音規制地域		振動規制地域	
		特定工場等	特定建設作業	特定工場等	特定建設作業
①	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第一種低層住居専用地域(松井田町の区域を除く。)の区域	第1種区域	第1号区域 (※)	第1種区域	第1号区域 (※)
②	①、③及び④を除く区域	第2種区域			
③	1 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 用途地域のうち工業地域で、松井田町松井田の区域 3 磯部2丁目字西裏169番地、同一ノ坪189番地、同190番地、同191番地、同192番地、同193-1番地、同194番地及び同195番地の区域	第3種区域		第2種区域	
④	用途地域のうち工業地域(松井田町松井田の区域を除く。)及び工業専用地域の区域	第4種区域	第2号区域		第2号区域

※第2号区域の一部を含む(→第2号区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80m区域内)

3.規制基準について

(1) 特定工場等の規制基準

特定工場等の敷地境界線上における騒音と振動の規制基準は、以下のとおりです。ただし、騒音の規制基準の第1種区域を除き学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲概50mの区域内における基準は、下記の表に定める値から5デシベル減じた値となります。

①騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～18時)	朝 (6時～8時) 夕 (18時～21時)	夜間 (21時～6時)
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

②振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

(2) 特定建設作業の規制基準

特定建設作業の敷地境界線上における騒音と振動の規制基準は、以下のとおりです。特定建設作業においては、騒音・振動の大きさのみならず、夜間作業や1日の作業時間等にも規制基準があります。

基準の区分 区域の区分	騒音・振動の 大きさ	夜間作業	1日の 作業時間	作業期間	日曜日、その他の 休日の作業
第1号区域	【騒音】85デシベル	午後7時～午前7時まで では行わないこと	10時間を超えて行わ ないこと	連続して6日を超えて 行わないこと	行わないこと
第2号区域	【振動】75デシベル	午後10時～午前6時 までは行わないこと	14時間を超えて行わ ないこと		

※特定建設作業の規制の適用除外となる事由

下記の表は、特定建設作業の規制基準の適用が一部除外される事由について記したものです。この表の事由に該当する特定建設作業(作業を開始した日に終わる建設作業を除く)を行うときは、届出の際に関係機関の許可条件又は協議事項の写しを添付して下さい。(○:適用有り、×:適用無し)

規制 特定建設作業を行う事由等	騒音・振動の 大きさ	夜間作業の 禁止	1日の作業 時間の制限	作業期間の 制限	日曜日その他の 休日の作業 禁止
作業を開始した日に終わる特定建設作業 (※届出不要)	×	×	×	×	×
災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要のある特定建設作業	○	×	×	×	×
人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に 行う必要のある特定建設作業	○	×	×	×	×
鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要のある特定建設作業	○	×	○	○	×
道路法第34条により道路の専用の許可条件によって夜間または日曜日その他の休日に行うこととされた特定建設作業	○	×	○	○	×
道路法第35条により協議において、夜間または日曜日その他の休日に行うこととされた特定建設作業	○	×	○	○	×
道路交通法第77条により道路の使用許可条件によって夜間または日曜日その他の休日に行うこととされた特定建設作業	○	×	○	○	×
道路交通法第80条により協議において夜間または日曜日その他の休日に行うこととされた特定建設作業	○	×	○	○	×
電気事業法による変電所の変更工事で近隣の電気工作物の機能を停止させないと作業員の生命または身体の安全が確保できないため特に日曜日その他の休日に行う必要のある特定建設作業	○	○	○	○	×

4.届出の対象について

(1) 届出が必要な特定施設

下記の機械が、騒音規制法・振動規制法・群馬県条例に基づく特定施設として定められているものです。
これらの施設の設置等をする場合は、届出が必要です。(※ は届出が不要です。)

特定施設の種類		騒音規制法の届出対象		振動規制法の届出対象		群馬県条例の届出対象		
		番号	要件等	番号	要件等	番号 騒音 振動		要件等
金属加工機械	圧延機械	一ーイ	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上				一	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上
	製管機械	一ーロ	なし					
	ベンディングマシン	一ーハ	ロール式で、原動機の定格出力が3.75kW以上					
	液圧プレス	一ーニ	矯正プレスを除く	一ーイ	矯正プレスを除く			
	機械プレス	一ーホ	呼び加圧能力が294kN(30t)以上	一ーロ	なし			
	せん断機	一ーヘ	原動機の定格出力が3.75kW以上で、密閉式のものを除く	一ーハ	原動機の定格出力が1kW以上			
	鍛造機	一ート	なし	一ーニ	なし			
	ワイヤーフォーミングマシン	一ーチ	なし	一ーホ	原動機の定格出力が37.5kW以上			
	ブラスト	一ーリ	タンブラスト以外で、密閉式のものを除く					
	タンブラー	一ーヌ	なし					
	切断機	一ール	といしを用いるものに限る					
圧縮機（冷凍機は除く）				二	原動機の定格出力が7.5kW以上			
空気圧縮機（冷凍機は除く）		二	原動機の定格出力が7.5kW以上		「圧縮機」に含む			
送風機						二	原動機の定格出力の合計が7.5kW以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		三	原動機の定格出力が7.5kW以上	三	原動機の定格出力が7.5kW以上			
シェイクアウトマシン						三	なし	
織機		四	原動機を用いるものに限る	四	原動機を用いるものに限る			
製造機械	建設用資材	コンクリートプラント	五ーイ	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎡以上				
		アスファルトプラント	五ーロ	混練機の混練重量が200kg以上				
		コンクリートブロックマシン		「コンクリートプラント」に含む	五	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上	一	なし
		コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		「コンクリートプラント」に含む		原動機の定格出力の合計が10kW以上		
穀物用製粉機		六	ロール式で原動機の定格出力が7.5kW以上					
木材加工機械	ドラムバーカー	七ーイ	なし	六ーイ	なし			
	チップパー	七ーロ	原動機の定格出力が2.25kW以上	六ーロ	原動機の定格出力が2.2kW以上			
	碎木機	七ーハ	なし					
	帯のこ盤	七ーニ	原動機の定格出力が、製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上					
	丸のこ盤	七ーホ	原動機の定格出力が、製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上					
	かんな盤	七ーヘ	原動機の定格出力が2.25kW以上					
抄紙機		八	なし					
印刷機械		九	原動機を用いるものに限る	七	原動機の定格出力が2.2kW以上			
ゴム用又は合成樹脂練用のロール機				八	カンダーロール機以外で原動機の定格出力が30kW以上			
合成樹脂用射出成形機		十	なし	九	なし			
鋳造型機		十一	ジョルト式のものに限る	十	ジョルト式のものに限る			
製びん機						二		原動機を用いるものに限る
オシレイティングコンベア							四	なし
ダイカストマシン						三	五	なし

(2) 届出が必要な特定建設作業

下記の機械が、騒音規制法・振動規制法・群馬県条例に基づく特定建設作業として定められています。これらの機械を使用する作業を行う場合は、届出が必要です。(※ただし当該作業が、作業を開始した日に終わるものは除きます。■は届出が不要です。)

特定建設作業の種類	騒音規制法の届出対象		振動規制法の届出対象		群馬県条例の届出対象[振動]	
	番号	要件等	番号	要件等	番号	要件等
くい打機を使用する作業 (もんけんを除く)	一	アースオーガーと併用する作業を除く	一	圧入式を除く		
くい抜機を使用する作業		なし		油圧式を除く		
くい打くい抜機を使用する作業		圧入式を除く		加入式を除く		
びょう打機を使用する作業	二	なし				
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			二	なし		
舗装版破砕機を使用する作業			三	移動作業で、1日の移動移動距離が50mを超える作業は除く		
さく岩機[ブレーカー]を使用する作業 (手持ち式)	三	移動作業で、1日の移動移動距離が50mを超える作業は除く				※動力として空気圧縮機を使用する場合、「空気圧縮機を使用する作業」の届出が必要
さく岩機[ブレーカー]を使用する作業 (手持ち式以外)			四	移動作業で1日の移動距離が50mを超える作業は除く		
空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する場合を除く)	四	電動機以外の原動力を用いるものであって、原動機の定格出力が15kW以上			なし	原動機の定格出力15kW以上 (手持ち式ブレーカーの動力として使用する場合は含む)
コンクリートプラントを設けて行う作業	五	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上				
アスファルトプラントを設けて行う作業		混練機の混練容量が200kg以上				
バックホウを使用する作業 (※環境大臣が指定するものを除く)	六	原動機の定格出力が80kW以上				
トラクターショベルを使用する作業 (※環境大臣が指定するものを除く)	七	原動機の定格出力が70kW以上				
ブルドーザーを使用する作業 (※環境大臣が指定するものを除く)	八	原動機の定格出力が40kW以上				

※「環境大臣が指定するもの」とは、低騒音型建設機械として国土交通省から指定されたものをいいます。これらの建設機械には「'97 基準値国土交通省(建設省)指定」と書かれた以下のようなラベルが貼られています。



詳しくは、下記ホームページをご参照下さい。

* 国土交通省 低騒音型建設機械一覧

URL→http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

5.届出の種類について

騒音規制法・振動規制法・群馬県条例に基づく特定施設と特定建設作業の届出は以下のとおりです。それぞれの法律ごとに届出様式が異なりますので注意して下さい。

区分	届出事由	届出の種類			届出期限	届出様式		添付書類	届出部数
		騒音規制法	振動規制法	群馬県条例		騒・振	県条例		
特定施設	従来特定施設を持たなかった事業所に新たに特定施設を設置しようとするとき	特定施設設置届	特定施設設置届	特定施設設置届	工事着手の日の30日前まで	様式第1号	様式第1号	①特定施設の配置図 ②特定工場等及びその周辺の見取り図 ③届出参考事項 ④その他(機械の構造図・カタログ等)	正本及び副本の2部
	未特定施設が新たに特定施設として追加され、現にその施設を設置しているとき	特定施設使用届	特定施設使用届	特定施設使用届	法律(条例)適用の日から30日以内	様式第2号	様式第2号		
	特定施設の設置届、使用届を提出した者が特定施設の種類の数を変更しようとするとき	特定施設の種類の数変更届(※1)	特定施設の種類の数変更届(※2)	特定施設の種類の数変更届(※1)	工事着手の日の30日前まで	様式第3号	様式第3号		
	特定施設の騒音・振動の防止方法を変更しようとするとき	騒音の防止の方法変更届(※3)	振動の防止の方法変更届(※3)	騒音等の防止の方法変更届(※3)	工事着手の日の30日前まで	様式第4号	様式第4号		
	代表者もしくは工場又は事業所の名称及び、所在地に変更があったとき	氏名等変更届	氏名等変更届	氏名等変更届	変更の日から30日以内	様式第6号	様式第9号	特になし	
	特定工場に設置する特定施設の全ての仕様を廃止したとき	特定施設使用全廃届	特定施設使用全廃届	特定施設使用全廃届	廃止のあった日から30日以内	様式第7号	様式第10号		
	特定工場を譲り受け、又は借り受けたとき。相続又は合併により地位を承継したとき	承継届	承継届	承継届	承継のあった日から30日以内	様式第8号	様式第11号		
特定建設作業	特定建設作業を伴う工事を実施しようとする場合	特定建設作業実施届	特定建設作業実施届	特定建設作業実施届	特定建設作業開始の日の7日前まで	様式第9号	様式第12号	①特定建設作業実施場所周辺の見取り図 ②工程表(工事の日程・特定建設作業の日程それぞれが記載されているもの) ③その他(使用する機械のカタログ等)	

※1 ただし、能力に関係なく①特定施設の種類の数減少するとき、②直近の届出の2倍以内の数に増加するときは届出不要

※2 ただし、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合は届出不要

※3 ただし、発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わないときは届出不要

6.届出の作成について

届出書は正本と副本の2部を作成します。規制されている法律ごとに専用の届出書の様式がありますので注意して下さい。各様式は安中市のホームページから入手できます。以下に記載例を掲載します。(※添付書類については7ページの「5.届出種類について」を参照)

(1)騒音規制法に基づく特定施設設置届出書の記載例

様式第1

記入例

特定施設設置届出書

年 月 日

安中市長 殿

届出者 住所 群馬県安中市安中〇丁目〇番〇号
氏名・名称 〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

印

(代理者が届出を行う場合は代表者の委任状を添付して下さい)

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場	※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地	安中市原市〇〇番	※ 受理年月日			
工場又は事業場の事業内容	金属加工製品製造	※ 施設番号			
常時使用する従業員数	100人	※ 審査結果			
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。	※ 備考			
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
一・二. 液圧プレス	〇〇社製 〇〇-〇〇	500T	2	8時30分	17時15分
一・ホ. 機械プレス	〇〇社製 〇〇-〇〇	50T	3	8時30分	17時15分
二. 空気圧縮機	〇〇社製 〇〇-〇〇	20kW	3	8時30分	17時15分

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときにはその記号並びに名称を記載すること。
2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塼の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

届出参考事項

業種 (主要製品)	金属加工製品製造業	資本金	10,000千円						
I 従業員数	総従業員 150人 工場従業員 100人	電話番号	本社 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 工場 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						
面積	敷地 10,000㎡ 建物 5,500㎡	担当部署名 及び担当者	〇〇〇課 〇〇 〇〇						
II 既存の 特定施設	施設番号	特定施設名	設置年月日	数	施設番号	特定施設名	設置年月日	数	
III 工場 関係 構造	建物No.	1	2	3	4	50m以内の学校・病院等	有・無	工場の主要 特定施設	液圧プレス、機械プレス、 空気圧縮機
	建物内の 主要施設	液圧プレス 機械プレス							
	主体構造	鉄骨造(1階建)							
	屋根構造	屋根:スレート 天井:モルタル							
	外壁構造	スレート							
	内壁構造	モルタル							
	窓	アルミサッシ							
	空調の有無	有							
IV 公害関係届 出	8時30分～17時15分	騒音・振動							
V	[案内図] (別添でもよい) 別紙のとおり。								
VI 騒音・振動 地域の区分	第 種	用途地域				メッシュコード			

備考 I～IVについては、必ず記入して下さい。VIについては記入しない下さい。

別紙

騒音・振動防止の方法

建物構造「該当するものに○または()内に記入のこと」

* 建物が複数ある場合は建物ごとに記入すること

建物名 (金属加工工場)

1 建物の階数
(1) 階建

2 主体構造

- ① 木造 ② 鉄筋鉄骨コンクリート ③ 鉄筋コンクリート
④ 鉄骨造 ⑤ コンクリートブロック ⑥ レンガ造
⑦ その他 ()

3 屋根構造

- ① コンクリート ② モルタル ③ 瓦
④ 亜鉛鉄板 (トタン) ⑤ スレート板 ⑥ 合成樹脂板
⑦ デッキプレート ⑧ その他 ()

4 屋根内壁 (天井)

- ① 木毛セメント板 ② 軟質繊維板 ③ モルタル
④ 石膏ボード ⑤ 合板 ⑥ その他 ()

5 外壁構造

- ① コンクリート ② モルタル ③ コンクリートブロック
④ 気泡コンクリート ⑤ スレート ⑥ 亜鉛鉄板 (トタン)
⑦ 板張り ⑧ 合成樹脂板 ⑨ その他 ()

⑩ 外壁なし

6 内壁構造

- ① 木毛セメント板 ② 軟質繊維板 ③ モルタル
④ 合成樹脂板 ⑤ 石膏ボード ⑥ その他 ()

⑦ 内部仕上なし

7 窓 (二重窓の場合は◎で記入すること)

- ① 木枠ガラス窓 ② アルミサッシ ③ スチールサッシ
④ はめ殺し窓 ⑤ 無窓 ⑥ その他 ()

8 空調の有無

- ① あり ② なし

9 建物内主要特定施設「騒音または振動対象の主要機械」

(液圧プレス、機械プレス)

騒音の防止方法 「該当するものに○または()内に記入のこと」

1 音源対策

- ① 消音機 ② 防音カバー ③ 防音装置
④ 低騒音機械 ⑤ 配置により防音 ⑥ その他 ()

⑦ 特になし

2 遮音壁

- ① あり 高さ (2) m ② なし

3 敷地境界から工場までの距離

- 距離 (最短 5) m

4 作業時間

- 開始時間 (8) 時 (30) 分 ～ 終了時間 (17) 時 (15) 分

5 建物による防音対策

- ① 吸音処理 ② 遮音処理 ③ 無窓処理
④ その他 () ⑤ 特になし

6 その他の騒音防止対策

- ()

振動の防止方法 「該当するものに○または()内に記入のこと」

1 振源対策

- ① 固定基礎 ② 弾性基礎 ③ 吊り基礎
④ 低振動機械 ⑤ 配置によるもの ⑥ その他 ()

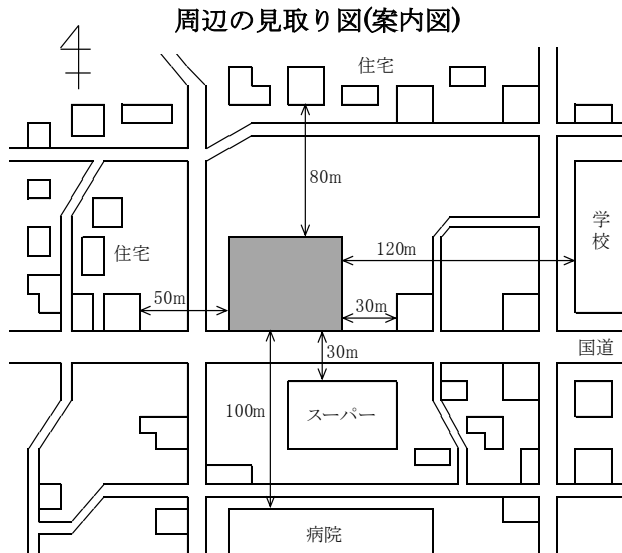
⑦ 特になし

2 防振のための溝

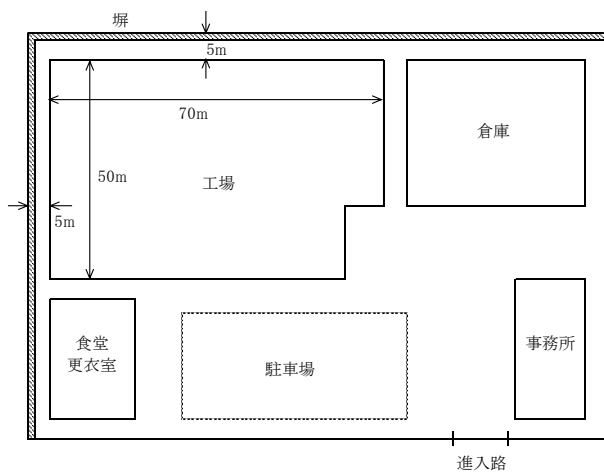
- ① あり 深さ () m ② なし

3 その他の振動防止対策

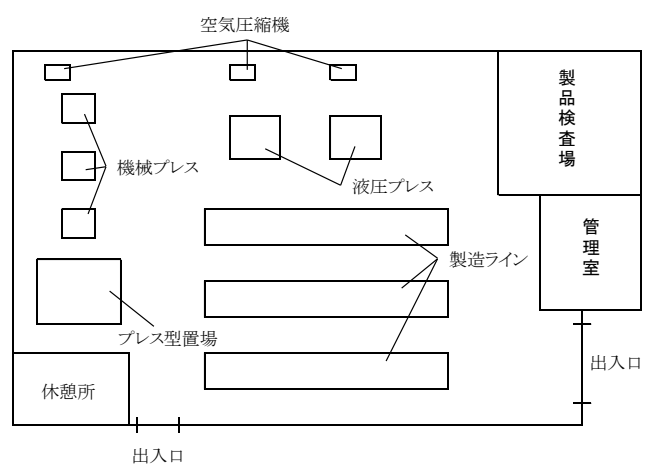
- ()



敷地内の建物配置図



工場内の配置図



(2) 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出書の記載例

様式第9

記入例 特定建設作業実施届出書 年 月 日

安中市長 殿

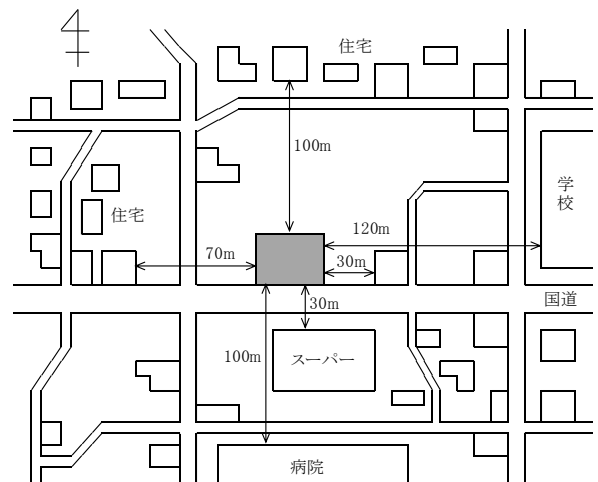
住所 群馬県安中市安中〇丁目〇番〇号
届出者 氏名・名称 〇〇建設株式会社
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇マンション新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート3階建			
特定建設作業の種類	三、さく岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	名称:ハンドブレーカー 型式:〇〇-〇〇 仕様:別紙			
特定建設作業の場所	安中市安中〇丁目〇番〇号			
特定建設作業の実施の期間	自 平成〇〇年 4月 3日	至 平成〇〇年 4月 28日	26日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 自 8時	作業終了 至 17時	作業日 22日	実労時間 8時間
騒音の防止の方法	低騒音型機械の使用、防音パネルの設置			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	△△株式会社 代表取締役 △△ △△ 安中市安中△丁目△番△号 電話番号△△△-△△△-△△△△			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 □□ □□ 安中市安中〇丁目〇番〇号 電話番号□□□-□□□-□□□□			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	××株式会社 代表取締役 ×× ×× 安中市安中×丁目×番×号 電話番号×××-×××-××××			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先	現場責任者 ◇◇ ◇◇ 安中市安中〇丁目〇番〇号 電話番号◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇			
※受理年月日				
※審査結果				

備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表2に掲げる作業の種類を記載すること。
3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにとまとめてさしつかえない。
5 ※印の欄には、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定建設作業実施場所周辺の付近の見取り図



工程表

月日		4月																											
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
工事区分		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
建設工事	〇〇〇																												
	〇〇〇																												
	〇〇〇																												
	〇〇〇																												
基礎工事	掘削																												
	くい打ち																												
	〇〇〇																												
	〇〇〇																												

(3) 届出作成上の留意点

①届出書の記入について(特定施設編)

- ・**届出者**：住所、会社名、代表者名を記入して下さい。工場長等、代表権のない方が代理で提出することも可能ですが、その際は委任状(様式はありません)を添付して下さい。届出書の印は代理人のもので結構です。
- ・**事業内容**：自動車部品加工等具体的に記入して下さい。
- ・**従業員数**：短期間のパート、アルバイトは人数に含みません。
- ・**特定施設の種類**：「一-二. 液圧プレス」、「二. 空気圧縮機」のように、項番号と施設名称を記載して下さい(P.5 参照)。
- ・**使用開始及び終了時刻**：特定施設の種類ごとに通常の操業日における使用の開始及び終了の時刻を記入して下さい。
- ・**騒音・振動の防止の方法**：実施する騒音・振動の防止方法を、別紙様式に記入して下さい。

②届出書の記入について(特定建設作業編)

- ・**届出者**：当該工事の発注者から直接請け負った元請負人の住所、会社名、代表者名を記入して下さい。なお、請負人が協同企業体である場合は、当該協同企業体協定書等に定める代表者となります。
- ・**建設工事の名称**：〇〇ビル工事等の工事名を記入して下さい。
- ・**建設工事の施設・工作物の種類**：建設工事の目的とする施設や工作物を具体的に記入して下さい。
- ・**特定建設作業の種類**：「三. さく岩機を使用する作業」のように、項番号と建設作業の名称を記入して下さい(P.6 参照)。
- ・**機械の名称、型式及び仕様**：「ハンドブレーカー 型式：〇〇社製〇〇-〇〇 仕様：別紙」のように具体的に記入して下さい。仕様については、仕様書等の写しの添付でも構いません。
- ・**作業実施期間、開始・終了時刻**：特定建設作業の規制基準(P.6)を遵守して下さい。
- ・**騒音・振動の防止の方法**：「低騒音型機械の使用」、「防音パネルの設置」のように、実施する騒音・振動の防止方法を具体的に記入して下さい。

③届出書の提出について

- ・届出書、添付書類は工場、事業場ごとにまとめて下さい。
- ・必要部数は正本と副本の2部です。
- ・届出先は安中市役所環境推進課です。

7.その他

(1) 改善勧告及び改善命令について

特定工場等及び特定建設作業において発生する騒音・振動が、法の規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、発生源対策に関する改善勧告(勧告に従わないときは改善命令)を行う場合があります。

(2) 報告及び検査について

必要に応じて特定工場等又は特定建設作業の状況の報告を求めたり、立入検査を行うことがあります。

(3) 罰則について

届出を怠った場合や虚偽の届出をした場合、改善命令に違反した場合等には罰則が科せられます。

8.Q&A

Q1. 特定施設の種類ごとの数変更届は、どのような場合に必要か？

A1. それぞれの法律ごとに、下記の表のようになります。

法律・条例	届出が必要な事由
騒音規制法 群馬県条例	①新しい種類の施設を設置する場合
	②能力に関係なく、直近の届出の2倍を超える数に増加する場合 例) ◇届出が必要 ・空気圧縮機 2台→5台(2倍を超える数に増加) ◇届出が不要 ・空気圧縮機 2台→4台(2倍以内の数に増加) ・空気圧縮機 2台→1台(数の減少) ・空気圧縮機 7.5kW 1台→空気圧縮機 7.5kW 1台(機器更新) ・空気圧縮機 7.5kW 1台→空気圧縮機 10kW 1台(能力変更)
振動規制法	①新しい種類の施設を設置する場合
	②直近の届出の数から1台でも増加する場合、施設の能力が増加する場合 例) ◇届出が必要 ・圧縮機 2台→3台(数の増加) ・圧縮機 7.5kW 1台→圧縮機 10kW 1台(能力変更) ◇届出が不要 ・圧縮機 2台→1台(数の減少) ・圧縮機 7.5kW 1台→圧縮機 7.5kW 1台(機器更新)

Q2. 空調機の圧縮機は届出対象になるか？

A2. 空調機は冷凍機に含まれるので特定施設には該当しません。したがって届出は不要です。

Q3. 手持ち式ブレーカー(動力として空気圧縮機を使用)を使用した建設作業をする場合は、どのような届出が必要か？

A3. まず、手持ち式ブレーカーを使用する作業について「騒音規制法に基づく特定建設作業実施届」の提出が必要になります。また、動力として空気圧縮機を使用することですから「群馬県条例に基づく特定建設作業実施届」の提出も併せて必要になります(P.6 参照)。

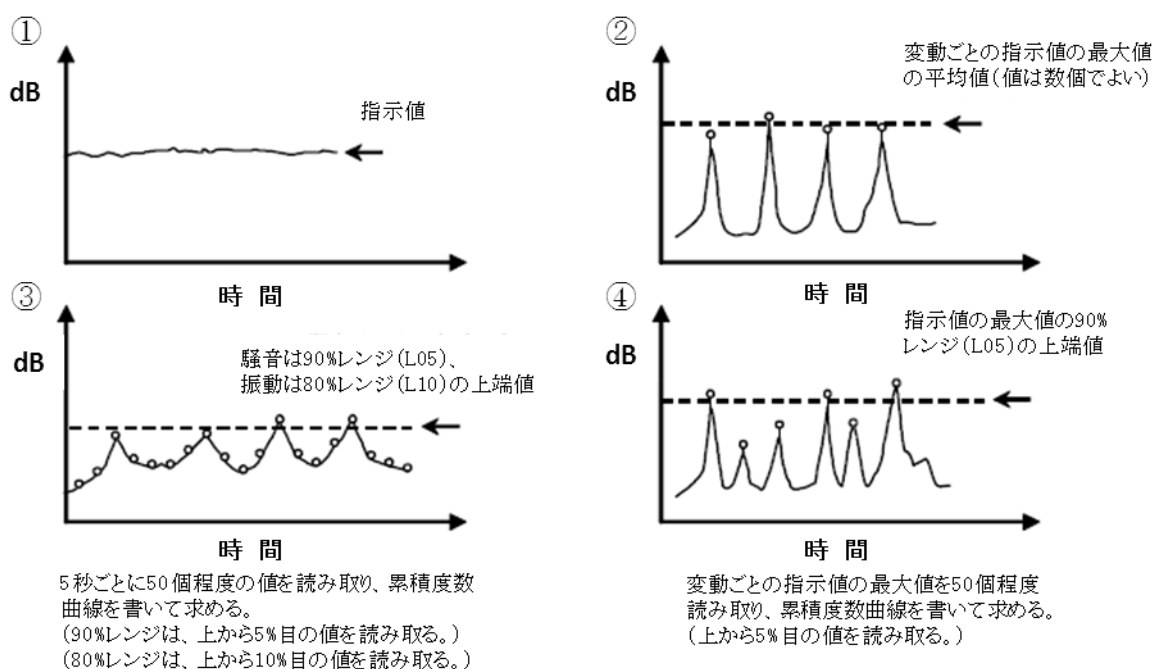
9.参考

(1) 騒音・振動の測定方法

特定工場等及び特定建設作業において発生する騒音・振動は、以下の方法により測定を実施し、規制基準を超えていないことを確認します。

区分	騒音	振動
単位	デシベル[dB]計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位	デシベル[dB]計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位
測定器	計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行い、周波数補正回路はA特性、動特性は速い動特性(FAST)を用いる。	計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用いて行い、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いる。
測定方法	日本工業規格[JIS]Z8731に定める騒音レベル測定方法による。	振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がない堅い場所で、傾斜のない水平面が確保でき、温度、電気等の外圍条件の影響を受けない場所とする。
騒音・振動の大きさの決定	① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。	① 振動レベル計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
	② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。	② 振動レベル計の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
	③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。	③ 振動レベル計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の80%レンジの上端の数値とする。
	④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。	—

下記の図は、騒音・振動の大きさ決定のパターン例です。(※上表の①～④の番号と対応しています。)



(2) 騒音・振動対策の留意点

○騒音編

- ・特定施設等は低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- ・施設本体について、覆う等の遮音や吸音処理を検討すること。
- ・建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- ・屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間がないか注意すること。
- ・壁・天井の吸音性について検討すること。
- ・周辺の民家等に注意し、敷地内の建物、屋外施設の配置を適正にし、塀等による遮音を検討すること。

○振動編

- ・特定施設等は低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注意すること。
- ・振動の伝播を抑えるため、基礎の質量を大きくすると共に、弾性体（バネ）等により防振すること。
- ・周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

(3) 騒音・振動の大きさ例

①騒音の大きさ例

騒音の大きさ	事例
120デシベル	飛行機のエンジン音
110デシベル	自動車のクラクション
100デシベル	電車が通るときのガードの下
90デシベル	騒々しい工場の中、カラオケ
80デシベル	電車の車内
70デシベル	セミの鳴き声、電話のベル
60デシベル	一般的な会話、洗濯機
50デシベル	静かな事務所、エアコン
40デシベル	図書館、閑静な住宅街
30デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20デシベル	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音
10デシベル	静かな息

②振動の大きさ例

振動の大きさ	震度	程度
110デシベル	7	山崩れ、地割れ、断層が生じる。
108デシベル	6強	立っていることが出来ず、はわないと動くことが出来ない。
105デシベル	6弱	立っていることが出来ない。
100デシベル	5強	棚にある食器類が落ちる。
95デシベル	5弱	吊り下げ物が激しく落ちる。
85デシベル	4	棚にある食器類が音をたてる。
75デシベル	3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。
65デシベル	2	吊り下げ物がわずかに揺れる。
55デシベル	1	屋内にいる人の一部が、わずかに揺れを感じる。
45デシベル	0	人は揺れを感じない。

◎問い合わせ先・提出先

安中市役所 市民部 環境推進課

〒379-0133 安中市原市65

(碓氷川クリーンセンター内)

電話 027-382-1111 (内線 1883)

